

一般社団法人日本スクエアダンス協会中四国統括支部

ホームページ運営要綱

1. (目的)

一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下、「S協」という）中四国統括支部（以下、「統括支部」という）のホームページにおいて、円滑な運用を図るためこの運営要綱を定める。

2. (ホームページの性格)

統括支部ホームページは、統括支部の公的な広報機関のひとつとして主宰し、次のような性格と位置づける。

- ① S協ならびに統括支部の活動内容に対し、一般への周知及び発展のための紹介を行う。
- ② スクエアダンス及びラウンドダンス普及のための紹介を行う。
- ③ 統括支部内のS協会員に対し、機関紙とは異なる視点でより速やかな情報提供を行う。

3. (ホームページの運営管理)

統括支部ホームページの運営については、次のように行う。

- ① 統括支部ホームページの運営並びに運用管理は広報委員会が行う。
- ② 支部総務委員会はホームページ担当委員を定め、ホームページ担当委員は統括支部ホームページの運営並びに運用管理に当たる。
- ③ ホームページ担当委員は、必要ある場合にホームページ管理者を別に定める。
- ④ ホームページ管理者は、ホームページ担当委員の指示により統括支部ホームページの運用管理に当たる。
- ⑤ ホームページ担当委員は、統括支部ホームページの内容について他の委員や支部内正会員、普通会员から意見等を取りまとめ、編成や構成に反映する。
- ⑥ S協、S協各統括支部並びに統括支部内の正会員が、統括支部ホームページに情報等の発信を依頼する場合は、広報委員長に依頼し統括支部長承認のうえおこなうものとする。
- ⑦ 統括支部ホームページの内容については、継続的に見直し、整備改善に努めることとする。

4. (情報の発信)

統括支部ホームページにおける情報の発信については、次の点に留意する。

- ① 統括支部、S協及び本方針に沿った情報を発信する。
- ② 統括支部、S協の有する情報であって、統括支部、S協を理解しまた発展させる上で適切かつ有益であると認められる事項を発信する。
- ③ スクエアダンス及びラウンドダンスを普及するため、理解する上で有益であると

認められる事項を発信する。

- ④ 法令もしくは公序良俗に反するもの、個人や組織を誹謗中傷する内容を含むもの、個人の利益に寄与すると判断できるもの、統括支部ならびに S 協の運営に関与しない商業的行為を目的とするものについては、直接的及びリンク等による間接的な発信を行わない。
- ⑤ 前4項に反する内容が発信された場合には、速やかに削除等の対処を行う。

5. (個人情報の管理)

統括支部ホームページに係る個人情報の管理については、基本方針に照らし次の点に留意する。

- ① 個人情報に係る管理については、法令を遵守し、慎重かつ厳重に管理し、細心の注意と配慮をもってあたるものとする。
- ② 統括支部ホームページにおいて、問い合わせなどを受け付ける際に収集する氏名やメールアドレスなどの個人情報は、回答・連絡などの目的達成のために利用するものとし、目的以外の利用は一切しないものとする。
- ③ 統括支部ホームページの管理について一部もしくは全部を外部へ委託する場合には、情報の漏えい等を行わないよう契約等により義務づけ、適切な管理を実施する。

6. (個人情報の取り扱い)

統括支部ホームページにおける個人情報の取り扱いについては、次の点に留意する。

- ① 個人情報が含まれた情報を公開する場合には、本人からの依頼若しくは許諾に基づき行うこととする。
- ② 情報については、法令を遵守するとともに、社会通念に照らして適切に取り扱うものとする。
- ③ 統括支部事業等において写真映像等を撮影し、その写真映像等を公開する場合は、当該事業の要項に、撮影とその利用について記載する他、参加者に対し十分な周知を行う。また、掲載利用に対して拒否の申し出が行えるように配慮するものとする。
- ④ 前項においても、写真映像等に個人名を付け加えるなど、個人が特定されるような掲載を行う場合には、本人に許諾を受けるものとする。
- ⑤ 個人より当該情報の削除を求められた場合には、速やかに削除する。なお、統括支部役員については、役員の性格から前2項について、原則としてその拒否を行えないものとする。
- ⑥ 写真映像の他、似顔絵や画像を加工し作られた画像データ等もこれと同様に取り扱うこととする。

7. (著作権の表示)

統括支部ホームページにおいては、次の趣旨に則り著作権の表示を行う。

- ① 統括支部ホームページに掲載されている全ての記事及び、写真やイラスト等の画像の著作権は、統括支部及び当該コンテンツの提供者にあること。
- ② 統括支部ホームページの全ての情報については、関係法令上認められている場合を除いて、当サイト管理者である統括支部に無断で、転載、複製その他の二次的利用を行えないこと。
- ③ 統括支部ホームページの情報を利用する場合には、広報委員長まで連絡を行うこと。なお、利用する情報について、統括支部が著作権を有していないもの場合は、利用者自身で著作権者に別途許諾を得る必要があること。

8. (統括支部ホームページの運用管理)

統括支部ホームページの運用管理についての詳細は、別に定める。

附則

1. 本要綱に定めるものの他、ホームページの運営に必要な事項は、広報委員会の協議を経て支部総務委員会で定める。
2. この要綱は、2021年11月3日をもって発効する。

以上